

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

令和2年人事院勧告等に伴い一般職の職員の期末手当の支給月数（割合）が引き下げられることにより、富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえて、条例を改正するもの

○期末手当の支給月数（割合）を0.05月引き下げる。

II 条例の主な改正内容

1 第1条関係及び第2条関係

○市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

⇒期末手当の支給月数（割合）の変更及び支給月数（割合）の均等化

区分		6月期	12月期	合計月数	内容
令和2年度	期末手当	1.975月 (支給済み)	1.925月 (現行1.975月)	3.90月 (現行3.95月)	第1条関係
令和3年度 から	期末手当	1.95月	1.95月	3.90月	第2条関係

2 第3条関係及び第4条関係

○富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

⇒期末手当の支給月数（割合）の変更及び支給月数（割合）の均等化

第3条関係は第1条関係と、第4条関係は第2条関係と同様です。

III 施行日関係

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 第1条関係 | 令和2年12月1日 |
| | 第2条関係 | 令和3年4月1日 |
| 2 | 第3条関係 | 令和2年12月1日 |
| | 第4条関係 | 令和3年4月1日 |

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）新旧対照表

第1条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第3条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第4条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の195</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 <u>略</u></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の192.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>